



大津市公報

平成 29 年 9 月 4 日
号外 (第 47 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

条 例	目 次
41 大津市議会会議条例の一部を改正する条例	1
議 会 議 長 告 示	
3 大津市議会会議規程の一部改正	2

条 例

大津市議会会議条例の一部を改正する条例を公布する。
平成29年9月4日

大津市長 越 直 美

大津市条例第41号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第5章 発言(第23条 第33条) (緊急質問等)</p> <p>第33条 議員は、質問(質疑並びに一般質問及び代表質問をいう。以下この条において同じ。)が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、通常の発言通告の方法にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 - 略 -</p>	<p>目次</p> <p>第5章 発言(第23条 第33条の2) (緊急質問等)</p> <p>第33条 議員は、質問(質疑並びに一般質問及び代表質問をいう。以下この条及び次条において同じ。)が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、通常の発言通告の方法にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 - 略 - (文書による再質問)</p> <p>第33条の2 議員による質問が終了した後に答弁者による発言訂正があった場合において、当該発言訂正箇所に関して再質問を行う必要があるときは、当該質問を行った議員は、当該発言訂正が行われた日から起算して3日以内に、執行機関等に対し、文書による再質問を行うことができる。</p> <p>2 前項の再質問は、議長が別に定める様式による再質問申出書を議長に提出して行わなければならない。</p> <p>3 議長は、前項の規定による再質問申出書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、執行機関等に対し、答弁書を提出するよう申し出るものとする。この場合において、議長は、当該申出をした日から起算して3日(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。)以内に答弁書を提出</p>

	<p><u>するよう求めるものとする。</u></p> <p>4 議員は、前項の規定により執行機関等から提出された答弁書について更に質問があるときは、1 回に限りこれを行うことができる。この場合における質問については、前 3 項の規定を準用する。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第 3 号

大津市議会会議規程（平成26年議会議長告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 9 月 4 日

大津市議会議長 仲 野 弘 子

目次中「第40条」を「第40条の 2」に改める。

第33条第 7 項中「別記様式」を「様式第 1 号及び様式第 2 号によるもの」に改める。

第 6 章中第40条の次に次の 1 条を加える。

（文書による再質問）

第40条の 2 条例第33条の 2 第 2 項の再質問申出書は、様式第 3 号によるものとする。

2 議長は、条例第33条の 2 第 3 項の規定による申出を行ったときは、遅滞なく当該再質問申出書を提出した議員を除く全議員に再質問申出書の写しを配付するものとする。

3 議長は、執行機関等から答弁書を受領したときは、遅滞なくその写しを全議員に配付するものとする。

4 条例第33条の 2 第 4 項の規定による質問の手続については、前 3 項の規定を準用する。

別記様式を削り、別表の次に次の 3 様式を加える。

様式第 1 号（第33条関係）

年 月 日

発言通告書

大津市議会議長

様

大津市議会議員

次のとおり通告します。

1 発言の種別 代表質問 質疑・一般質問 緊急質問

2 発言内容

質問方式	発言項目	細目	質問内容	備考

様式第 2 号 (第 33 条関係)

年 月 日

発言通告書

大津市議会議長

様

大津市議会議員

次のとおり通告します。

- 1 発言の種別 討論 議事進行 一身上の都合 提案説明
- 2 発言内容 (討論の場合は、反対又は賛成の別)

様式第 3 号 (第 40 条の 2 関係)

年 月 日

再質問申出書

大津市議会議長

様

大津市議会議員

年 月 日の会議において発言訂正のあった事項について、下記のとおり再度質問したいので申し上げます。

記

- 1 訂正された内容
- 2 質問事項

附 則

この告示は、平成 29 年 9 月 4 日から施行する。